

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### (地域の概況)

唐津市は佐賀県西北部に位置する北部地方の中心都市である。唐津という地名のとおり古くは中国大陸との交流の玄関口として重要な役割を果たしてきた。江戸時代後期からは産炭地として発展し、当時は全国の出炭量の3割を占めたともいわれ、日本全体の近代化にも貢献したが、昭和30年代後半のエネルギー革命による炭鉱閉山に伴い大幅な人口流出と地域経済の縮小を経験することとなった。現在は農林水産業及び観光業を地域産業の中心と位置づけており、また、近年は産業振興の新たな取組みとして、国際的な美容健康産業クラスターの形成を進めている。

平成27年3月に策定した第二次唐津市総合計画では、経済のグローバル化、少子化、高齢化等を背景として社会と経済を取り巻く環境が大きな変革期に向かっており、国内市場も縮小していく中、持続的な経済活動を営み、市民が豊かさを実感できる自立した地域経営を進めていくため、全ての産業が調和したゆるぎない地域経済の発展を目指すこととし、「全ての産業が調和していきいき働けるまちづくり」を基本目標の一つに掲げているところである。

##### (人口構造)

本市の平成27年国勢調査人口は122,785人、うち年少人口は17,235人、生産年齢人口は69,052人、老年人口は35,842人である。総人口、年少人口、生産年齢人口は1980年以来減少を続けており、今後も減少が続くと見込まれる。今後10年で総人口は10,875人、うち生産年齢人口が9,245人減少すると推計されている。

##### (産業構造)

本市の産業構造を総生産額で見ると、第1次産業が146.52億円(4.3%)、第2次産業が891.43億円(26.1%)、第3次産業が2,333.52億円(68.4%)となっており、佐賀県全体と比して第1次産業の比率が高く第2次産業の比率が低い(平成26年度佐賀県市町民経済計算)。

地域の分配所得と地方税収の源泉となる付加価値額をRESASを用いて産業別に確認すると、卸売・小売業が209億円で22%を占めて最大であり、ついで医療・福祉(174億円・18%)、製造業(141億円・15%)、建設業(123億円・13%)が大きな比率を占めている。

産業別の従業員数を見ると、卸売業・小売業が20%、医療・福祉が17%、製造

業が16%、建設業が11%、宿泊業・飲食サービス業が10%と大きな割合を占め、規模の面からはこれらが雇用を吸収する産業となっている。この比率は企業単位のものだが、事業所単位の数字を見た場合もほぼ変わらない。

一方、付加価値額の特化係数をみると、漁業が4.68、農業・林業が4.29、鉱業・採石業・砂利採取業が3.07、郵便局や農協・漁協等の複合サービス業が2.77、建設業が2.03、医療・福祉が1.85、宿泊業・飲食サービス業が1.84と高い数字となっており、これらが全国と比べた場合に本地域が優位性を持つ産業であるといえる。

また、従業員数の特化係数をみると、漁業が4.53、鉱業・採石業・砂利採取業が4.31、複合サービス事業が3.01、農業・林業が2.58、医療・福祉が1.65、建設業が1.54となっており、これらが全国と比して就業者の割合が高い特徴的な産業であるといえる。

しかしながら、労働生産性の特化係数をみると、上述した付加価値額の大きい産業及び雇用を吸収している産業、さらには本地域で特徴的な産業のいずれについても、労働生産性は全国平均を下回っている。具体的には卸売・小売業が0.65、医療・福祉が0.62、製造業が0.43、建設業が0.73、宿泊・飲食サービス業が0.93、漁業が0.57、農業・林業が0.92、鉱業・採石業・砂利採取業が0.39、複合サービス業が0.51となっている。なお、これら以外のすべての産業についても特化係数は1を下回っている。

#### (中小企業者の実態)

平成30年4月の佐賀県内経済情勢報告(財務省福岡財務支局)では、個人消費や生産活動、雇用情勢、企業収益等の各指標に景気回復の状況が表れているとし、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」と判断されている。

かかる経済情勢を反映し、唐津市の有効求人倍率は全国や佐賀県平均と比較して低くはなっているものの、毎月1倍を超えて推移しており、本地域においても従業員の確保が全業種に共通して直面する問題となっている。人手不足による生産遅延や受注機会の逸失、人件費の上昇や外注の増大による収益圧迫が現に生じており、景気回復の波に乗れない企業が多く存在していることも推測される。

くわえて、人口減少、少子化、高齢化という地方が抱える構造的問題による市場規模の縮小や、経営者自身の高齢化・後継者難による事業承継問題、施設・設備の老朽化など、中小企業者は依然として厳しい経営環境下におかれており、現状を放置すれば、本市の産業基盤が損なわれていきかねない。

#### (まとめ)

このような状況下、「全て産業が調和して生き生き働けるまちづくり」の実現のためには、市内中小企業者の設備投資を促進することにより労働生産性を向上させ、現下の人手不足及び今後の生産年齢人口の減少への対応基盤を構築するとともに、収益力の高い魅力ある企業づくりを行うことが必要である。

そこで本市では、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、下記の目標を実現することを目指す。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の設備投資を促すことで、全ての産業が調和したゆるぎない地域経済の発展を目指す。具体的な目標として、本計画の期間中に 75 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取組みを促すため、導入を促進する本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本市における全ての地域で中小企業者が事業を営んでいることから、中小企業者による幅広い取組みを促すため、唐津市の全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本市の事業者の業種・事業が特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い展開がなされていることから、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から 5 年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の確保への配慮

人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象としない。

(2) 健全な地域社会の発展への配慮

公序良俗に反する取り組みを行う中小企業者、反社会的勢力との関係が認められる中小企業者については対象としない。

この確認のため、先端設備等導入計画の申請書には、唐津市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年告示第 50 号）第 5 条に基づき、暴力団等でない旨の誓約書及び役員名簿（法人に限る。）を添付しなければならない。

（3）納税の公平性への配慮

市税を滞納している中小企業者の先端設備等導入計画は認定の対象としない。

この確認のため、先端設備等導入計画の申請書には、市税を完納していることの証明書を添付しなければならない。

（4）行政の施策評価への配慮

先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした場合は、計画の進捗状況を報告しなければならない。